

令和7年度 第2回伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日時：令和7年6月24日（火）18：00～20：30

開催場所：総合教育センター 3階 多目的室

出席委員：直田会長、有田副会長、清原委員、西村委員、藤本委員、阿部委員、
宮内委員、合田委員

1. 開 会

（事務局より）

- ・委員8名中8名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立。
- ・傍聴者0名。
- ・会議資料の確認。

（署名委員について）

- ・今回は、藤本委員と宮内委員

2. 議 事

「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて

<資料説明>

- ・配布資料①

会議内容

会 長：議事次第に沿って、「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて、事務局から説明をお願いしたい。

事務局：第3回目となる今回の委員会では、前回に引き続き、「資料（1）「伊丹市まちづくり基本条例評価・検証シートまとめ」をもとにご審議いただく。12ページの第12条「対話の場の設置」意見19番から始めたい。

会 長：了解した。事務局から説明をお願いします。

(事務局より説明)【第 11 条 対話の場の設置：意見 19～21】

D 委員：ワークショップ等を行ってどのような効果があったのか？

事務局：新庁舎設計においては、担当課において、市民や障がい者団体とともにディスカッションやワークショップを重ね、誰でも利用しやすいデザインを実現する庁舎となった。

会 長：対話の場についての情報発信は、実施したことだけではなく、市民の意見がどのように反映されたかを発信することが大切であるため、留意してほしい。

G 委員：資料の「ミライタミーティング」はとても良い取組みだと思うが、2021年度以降には実施していないのか。

事務局：計画策定のタイミングで市民の意見を聞くためのワークショップを、計画年度ごとに実施されることが多い。そのため、総合計画を立てる際のワークショップとしてはこれが最新のものとなる。

G 委員：理解した。

A 委員：第一に、地域に対して説明会を行う際には、地域自治組織との連携はしているのか。第二に、重要な計画策定のワークショップには、行政と市民だけではなく議員も参加するべきだと思うが、議員の参加状況はどうか。

事務局：第一の質問について、場所が限定されている場合は、その関係者や地域自治組織に説明に回ることがあるが、事案によって対応は異なる。例えば、市内全域に防犯カメラを設置する時には全ての地域自治組織を回り、ご意見をお伺いしたことがある。第二の質問については、ワークショップの場所において、議員と市民がそれぞれの立場でともに議論する機会は少ないと思う。計画について議員の意見を反映する機会は、市民から意見を聴取した後に議会に上程された時である。

A 委員：ワークショップ等のコーディネートは、担当課職員が担うのか。他自治

体では、コンサルティング会社にファシリテーターを委託する場合もあるが、伊丹市の場合はどうか

事務局：すべての計画がそうと言いきれないが、担当課職員がコーディネートをする事が多い。例えば、地域自治組織によるビジョン策定においては、まちづくり推進課職員がファシリテーターを行ってきた。

A委員：承知した。

会 長：ファシリテーションの専門部署を持っている自治体もある。職員がファシリテーション能力を身に付け、より良い議論や合意形成の場づくりができるようになることを期待したい。

D委員：新庁舎のワークショップでは中学生も多く参加しているようだが、特別に呼びかけ等をされたのか。

事務局：具体的な案内方法は把握していないが、当事者であり市民の一員である子ども達を含んだ幅広い年齢層の方からご意見をいただきたいという意図があったと思う。

会 長：第3項の「市民同士の意見交換」は実際にあるのか。

事務局：地域自治組織においては、地域ビジョンを作る際の意見交換や、ビジョンに基づいてどんな活動をしていくかを話し合う各部会が実施されている。

会 長：例えば、市が幼稚園や保育園等新たな施設を作る時に、民間同士で話し合いの場がもたれる等はあるか。

事務局：過去には、保育施設が新たに作られる際に、民間事業者と地域住民の間で話し合いの場がもたれ、そこに市も参加するということがあった。

D委員：その時には、市はどのような立場で参加していたのか。

事務局：基本的には民間同士の話し合いではあるが、事業者も住民も行政には意見を言いやすいという側面があるため、それぞれの立場の意見に対して妥協案を示す等の役割を果たしている。

会 長：民間同士においても「熟議」が行われ、市民力が高まっていくことを期

待したい。

(事務局より説明)【第12条 市民意見表明制度の実施：意見22～24】

D委員：パブリックコメント制度について、市は「多様な情報媒体の活用や、各種市民講座等で制度をわかりやすく周知する方法を検討していく」とのことだが、検討だけではなく是非実現してほしい。例えば、デジタルサイネージを活用してパブリックコメントを広めてはどうか。パブリックコメント制度は、やったことがない人にとっては分かりにくいと思う。例えば、学校等で「自分に関係のあることでまず意見してみよう」と促してみるという方法もある。計画案によっては、人口20万人に対して、意見提出件数が0件や1件しかないこともあり、非常に少ないと感じる。市の施策に興味を持ち、意見を出すことは、市民力の高いまちづくりにとって大切なことだと思う。積極的に周知してほしい。

会 長：学校や幼稚園の統廃合など、テーマによっては多数の意見が寄せられる。

A委員：市民にとっては、条例や指針などの案を書面だけで理解するのは難しい。他自治体では、審議会の委員と自治体職員、専門家によるパネルディスカッションを実施して、説明・討議をした事例がある。その場において参加者にアンケート形式で意見を聞き、それについて更に後日の審議会で議論を深めるといった方法をとっていた。それぞれの立場からの意見や第三者の解説を聞くことで、市民は「何が課題で、何に対して意見を求められているのか」を整理することができる。手間はかかるが、パブリックコメントと並行して、時にはこのような手法も検討してはどうか。

会 長：どの方法が良いかは各施策の担当課の判断となるが、担当課からまちづくり推進課に相談があった時には、多様な手法を提案できるようにしてほしい。

A委員：市民からの意見聴取をコーディネートする機能をまちづくり推進課に持たせることができれば、全ての施策で実施が可能になる。

事務局：そこまでの権限を持っているわけではないが、まちづくり推進課では、

対話の場の設置を推進している。

A 委員：他自治体では「協働推進員」という名称で NPO との協働・連携や市内の連携促進を担当する職員を配置している場合があるが、伊丹市ではどうか。

事務局：NPO と市との協働を推進する担当職員を配置しているほか、小学校区ごとの担当職員を「コミュニティ推進員」としてまちづくり推進課に配置しており、目指している機能は近いと思う。今後も、伊丹市の実情や社会情勢に合う形態で協働を推進する職員を配置していく。

D 委員：伊丹市のパブリックコメントは他市に比べて少ないのか。

事務局：人口が異なるため、件数で単純比較はできないが、特別に伊丹だけが少ないという状況では無い。

D 委員：他市と比べて意見提出が多ければ、伊丹は市民力が高いまちと言えるようになるのではないか。

事務局：多様な媒体を使った周知や、学校などでの啓発する必要がある。

会 長：この条については、条例改正の必要は無いが、解説書に指針があることを追記する。

(事務局より説明)【第 12 条の 2 総合計画の策定：意見 25】

会 長：条の枝番については理解した。総合計画の「市民の参画」の方法の明示については、解説書に具体例を掲載するということで良いと思う。

(事務局より説明)【第 13 条 行政評価の実施：意見 26～28】

A 委員：事務局より説明のあった「市民力・にぎわい・活力」の目標達成度の評価については、資料で確認ができるか。

事務局：前回会議の配布資料に記載しており、市ホームページでも公表している。

A 委員：第 13 条についての解説書の説明は、専門用語が多く、市民にとっては分かりにくい。行政評価のプロセス、評価の視点、どのように予算に反映されているか等、市民にとって分かりやすい説明にすることを検討してほしい。

事務局：委員ご案内のとおり、第 13 条の解説書の説明には改善の余地がある。

担当の政策室と調整し、分かりやすく図示する等、解説書を修正していきたい。

(事務局より説明)【第 14 条 審議会等の委員：意見 29】

D 委員：「公募によらない市民委員」というのは何か？

事務局：地域の組織の代表など、いわゆる「あて職」の場合は「公募によらない市民委員」としてカウントしている。

D 委員：他市もそのように市民委員をカウントしているのか。

事務局：公開情報で得た情報ではあるが、同様にカウントしていると思われる。

会 長：いわゆる「あて職」を市民委員とカウントするかどうかは、その団体の性質等によって事情が異なるので、一律の判断が難しいところがある。

D 委員：市民委員の割合は低いのではないか。また、審議会全体の中で市民委員が一名の場合は、意見が述べにくいという状況が考えられる。

会 長：男女の比率はどうなっているのか。

事務局：審議会全体の中での男女の比率にも規定があり、「市民公募委員を 2 名入れなければならない」という規定と合わせて、それらを守るべく各担当課は公募をかけているが、常に十分な人数が集まっているという状況ではない。

会 長：審議会によっては、どの属性の方が当事者として集まった方がいいかが異なる。この条については事務局からの説明で納得できると思うが、必要に応じて解説書に説明を加えることを検討してほしい。

(事務局より説明)【第 15 条 学習の機会の提供その他の支援：意見 30～31】

G 委員：まちづくりプラザの指定管理者が定期的に変わることに戸惑いを感じる。変更になるたびに NPO 団体は指定管理者への説明をやり直さなければならない。センター長もよく変わるので、中々連携が取れない。まちづくり推進課の方で、指定管理者と団体との連携をサポートしてほしい。また、前回の指定管理者の際には「まちプラフリースペース」を

使用できたが、現行の指定管理者に変わってからは使えないことになった。イベント実施などで頼りにしていたので、団体としても困っており、理由が知りたい。

事務局：指定管理という制度の中で中間支援施設を運営する上で、支援の継続や関係性の継続は非常に大切であると認識している。一方で、公的な施設の機能を維持していく必要もあり、まちづくりプラザにおいては5年間という指定管理期間を定めて見直しを行っている。公募で手を挙げた事業者による事業計画や収支計画等についての書類審査・プレゼンテーション審査を経て、選定に至ったものである。前指定管理者の5年間の実績も考慮しつつ、将来を見据えて、提案内容を評価した結果、現指定管理者に決定したものの。団体への支援の継続性については現指定管理者に重要性を伝え、前指定管理者からの引継ぎ等はしっかりとさせていただいた。しかし、受託事業者ごとに中間支援の方法や考え方が異なる部分もあることも事実である。継続性は大切にしながらも、選定の根拠となった提案を実現していただくため、受託した事業者の意向を尊重し、ノウハウを活かしていただくことも大切であると考えている。

また、G委員ご案内の「まちプラフリースペース」事業は、現指定管理者が事業展開全体を見通して人員や経費を考え、取捨選択をした結果、終了の判断をされたもの。しかしながら、今後、団体からの継続の要望や意見が市に寄せられれば、市から指定管理者に伝えていく。現指定管理者が指定管理を開始してからまだ4カ月目であり、試行錯誤の中で運営を進めていただいている。その様子を見ていただきつつ、今後もまちづくりプラザにご理解とご協力をいただければと思う。

A委員：指定管理者制度による施設の運営は、受託した事業者の判断でなされるものではなく、市の方針のもとでなされるべきものである。市は、指定管理者に対して「他市ではこうだったかもしれないが、伊丹市においてはこうしてほしい」と言い切るくらいでなくてはいけないと思う。

事務局：当然ながら、市の方針のもと、市民団体の活性化を目指すことに寄与する施設を目指していただいているが、そもそも指定管理委託をする理由は、指定管理者の持つノウハウを活用したいからということも含まれるため、力を発揮してもらうことで、目的を達成していきたい。

A 委員：伊丹市で長く委員を務めさせていただき、「市民まちづくりプラザ」にも注視してきたが、尼崎市や宝塚市に拠点を置く団体が指定管理を受託し続けていることを課題だと感じている。公募しても市内の団体から応募がないのか、選定で実績やノウハウ、安定的な運営を重視した結果、市外の団体になったのか。

また、添付資料にあるプラザの事業評価では、アウトプットまでで、市民活動団体のすそ野拡大、連携、組織の成長の促進などアウトカムやインパクトの視点がないのも課題だ。協働事業提案の団体数、中間支援組織の有無がその証左だと思う。

伊丹市で中間支援の役割を担える団体を育てるべきだと思っている。経験やノウハウが多少未熟でも、土地勘や人的ネットワークがあり、市民や NPO と顔の見える信頼関係を築ける団体が担うことで、人が集いやすく、協働が生まれる。一団体が無理なら、複数団体の共同体でもいいのではないか。次の委託先選定までの間に、こうした点を前向きに検討してもらいたい。

事務局：A 委員のご意見のとおり、伊丹市内のことをよく知る団体が中間支援を行うことは理想的であり、育てていかなければいけないと認識している。現指定管理者への委託に際しては、「伊丹市内で中間支援をする団体を共に育てていきたい」というお願いをしている。しかしながら、実際に市が業務を委託する場合は、成長途上の団体であっても負担なく受託・継続できるのかという懸念があることは事実である。今後は、個々のテーマ型団体の中から、中間支援を担ってもいいと思う団体が生まれてくれば、現指定管理者と連携しながら育てていく所存である。

G 委員：今から5年後を目指して、目標を持って育成すれば間に合うのではないか。自身の団体においても、0からスタートし、事業をやりながら知識を身に着け、成長してきた。団体活動を通じて尼崎市や宝塚市など近隣市の役所に行く機会も多いが、それぞれの市のカラーがあると感じる。現指定管理者が提供してくれるノウハウも大切ではあるが、伊丹市民の地域性や文化をよく理解している団体を中間支援組織として育て、指定管理委託ができるようになれば良いと思う。伊丹はJR・阪急伊丹駅周辺が市民の拠点となっており、三軒寺前広場などでイベントが多数行われ、市民力が高い。以前、伊丹駅前伊丹の団体が指定管理をしていた頃のようになればと思う。

会 長：中間支援組織は、行政に作ってくれとお願いするものではなく、市民自身が必要性を発信し、立ち上げ、育てるべきもの。他市の中間支援組織も、単独の団体ではなく複数の団体が連携して成り立っていることが多いので、それらの団体からノウハウを学ばれてはどうか。

G 委員：承知した。

A 委員：第15条の解説書の「ひとくちメモ」に「新しい公共」の記載があるが、あえて記載する理由は何か。

会 長：概念としては素晴らしいと思うが、現在はあまり馴染みがないかもしれない。

E 委員：一昔前はよく使われていたが、最近はあまり聞かれないため、イメージがわからない方が多いかもしれない。

A 委員：条文にない言葉を解説書に記載する必要はないと思うので、見直してほしい。

会 長：「新しい公共」の意味は、「これまでは行政だけが公共を担う主体であったが、これからは市民も公共を担う主体であり、行政と対等な関係性で公共を担っていくもの」ということ。解説書で説明しておく必要があると思う。

(事務局より説明)【第 16 条 市民投票の実施：意見 32】

会 長：事務局の説明の通りで良いと思うが、皆さんの意見はどうか。

E 委員：説明の通りで良いと思う。市民の強い要請があれば、常設型の条例を作ることはできるが、今あえて作る必要が無ければ、現状のままで良いのではないか。最近では、和泉市において、庁舎整備に関する住民投票が行われ、その際には個別で住民投票条例が作られた。

会 長：この条については特に改正する必要は無いということで良いと思う。

(事務局より説明)【第 17 条 国、他の地方公共団体及び関係機関との連携：意見 33】

会 長：一般的には「国が上位で地方自治体が下位」と認識されている傾向があり、対等であるとは認識されにくいのではないか。

E 委員：地方分権改革の時に、国・地方の関係が「上下・主従」から「対等・協力」に変わることが打ち出された。この第 17 条は、それを踏まえたものであると思う。この「対等・協力」を具体的に説明する様々なルールがあるが、その一つに、法令の解釈権がある。国の定めた法律の解釈に、地方自治体の自主性が尊重されるようになり、自らの判断で主体的に条例の制定や事務を執行することができるようになった。

D 委員：この条の説明があれば、国の判断に従うだけでなく市民が主体的に考えよう、という市民に対する意思表示になると思う。

E 委員：この規定の趣旨は、対等性の部分よりも、どちらかと言うと前半の「共通する課題又は広域的課題を解決するため」という部分が大切であると思う。伊丹市だけで解決できない課題もあり、連携することで、より問題解決ができるということを述べている。自治体の規模に関わらず、対等な協力関係となって、広域的に課題解決に繋げることが重要であるということ。

会 長：この条については、改正は無いが、対等な関係で連携協力することが大切という条文の趣旨を踏まえて解説書に端的に説明していただければ

と思う。

(事務局より説明)【第 18 条 伊丹市参画協働推進委員会：意見 34】

会 長：任期の上限についての規定に「再任は妨げない」と入れない方が良い。

私は他市で委員を 10 年で退任したが、伊丹市においても、このまま長期間在任していて良いのかと忸怩たる思いがある。条例改正をしないまでも、運用上、適切な時期で委員を交代することについて、市はどう考えているか。

事務局：委員会の活性化や新陳代謝は必要な視点である一方、これまでの議論を踏まえて審議するという視点も重要である。再任の上限は条例に規定せず、運用面で対応していきたい。

会 長：この委員会だけではなく、全ての審議会に共通する課題であると思う。

同じ委員が継続することは、これまでのことを説明する手間が省ける等、行政にとって都合が良い面もあると思うが、同じ委員が長く固定されることで課題も出てくるため、委員の任期には適切な上限を設ける方が望ましい。規則や指針等に規定することを検討してほしい。

事務局：審議会に関する規定は他部局が所管しているため、連携して検討していく。

G 委員：以前、他の審議会において、複数回の審議に最後まで出席されなかった委員がいた。

会 長：審議会の委員の身分は原則として非常勤特別職公務員であるため、出席することが原則であると思う。

事務局：参画協働推進委員会の規定において任期は 2 年であり、再任の上限規定は設けていないと回答したが、伊丹市の審議会全体のルールである「伊丹市審議会等の設置及び運営に関する指針」では、「在任期間は、原則として通算 10 年を超えないこと」と規定され、委員の固定化の回避に努めることとされている。参画協働推進委員会においては、まちづくり基本条例や制度の経緯をご理解いただいていることもあり、長年にわたり

就任いただいている方もいる。

会 長：この条文は特に改正する必要はないということで、次の条の審議に移る。

(事務局より説明)【第 19 条 この条例の位置付け：意見 35】

会 長：参画と協働に関する制度や取組の運用状況を「見える化」し、各分野の全体状況が分かる「白書」のような報告書があれば、市民も市も対応を考えやすくなるのではないかと思い、提言した。

D 委員：事務局の項目案はわかりやすいので良いと思う。

会 長：事務局案をベースに考えていけば十分わかりやすくなると思うので、作成を試みてほしい。指示ではなくお願いとご理解ください。詳細を記載していくと量が多くなりすぎるため、根幹に関わる部分のデータや市の考え方を記載するところから始めてみてはどうか。

事務局：承知した。

(これまでの会議のまとめ)

会 長：これまでの 3 回行った会議での議論を振り返ると、改正を必要とする条文は無かった。運用面の改善として、解説書を充実させていく、報告書の作成を進めていくという意見等幾つかあった。また、その他制度の改善も進めていただきたいという意見があった。

事務局：これまでの指摘や提案をもとに答申案をまとめていきたい。また、前回の会議で、条例見直し方法の変更を事務局から提案させていただいたが、そのことについてご意見を伺いたい。これまでは、概ね 4 年に 1 回、参画協働推進委員会において、臨時委員を追加して条文や運用の見直しを行い、改正の必要性が認められれば、条文の改正内容を含めて答申されていた。令和 8 年度からの見直し方法の提案は、市は、毎年度、条例に規定されている各制度や取組みの運用状況について参画協働推進委員会で報告する。市民に対しても報告書を市ホームページで公表する。そして、参画協働推進委員会は、市から報告を受けて運用状況を評価し、運用面での改善点等があれば提言いただく。そして、改正の必

要性が高いと判断されれば、翌年度に、改正内容について深く検討するための参画協働推進委員会を開き、改めて審議いただくという提案である。

会 長：委員会は、毎年度、市の報告を受けて評価する。改正の必要性が認められて条例の条文改正にまで踏み込まなければいけない時には、必要に応じて臨時委員を追加して深く審議していくということ。

A 委員：変更案については理解したが、毎年の「評価・検証」で参考にする「報告書」はどのような形を考えているか。市民や職員のアンケートを毎年行うのか、別の評価軸があるのか。

事務局：市民アンケートや職員アンケートについては、経年で大きな変化がこれまで見られなかったことやコストを鑑み、状況に応じての実施となる。報告書は、全庁の協働事業調査を毎年実施するほか、「意見 35」で記載している項目が中心になる。アンケートについては、まちづくりプラザや各地域でも実施しているので、適宜参考にしていきたい。

A 委員：例えば、地域自治組織について言うと、「地域課題を解決できたかどうか」の評価が必要ではないか。

事務局：報告書については、実施しながらご意見をいただき、整えていく面もあると思うが、基本的には、今回の会議でお示しした、条例の運用状況に関する資料と同様の項目で作成することを考えている。

A 委員：報告書は、私たち委員だけではなく一般市民も見るとなるので、理解しやすいものでなければならない。

事務局：そのとおり。今回の参画協働推進委員会では、職員向けに作成したコラム「協働ノート」が読みやすいという感想など、参考になる意見をいただいた。各種データ等をまとめた「報告書」と、それとは別に、協働事例などを読みやすくまとめた記事を Web 上で随時公開する等の方法も検討している。

B 委員：条例見直しの運用変更について、毎年報告書を作成するというところで事

事務局が大変になると思うが、前向きな改善だと評価する。

事務局：今後の見直しは、条文そのものの議論よりも、運用状況の検証や改善に軸足をおいたものとさせていただきたい。

D 委員：提案のとおり運用状況の検証を経て条例改正の審議を行うことになった場合、市民委員は2年任期であるため、次に就任する委員が引き続いて審議する可能性も出てくるが、それは良いのか。

会長：条例改正の深い議論に移るとなった際に、発意した委員と審議する委員が変わる可能性もあるが、その点について問題はないと考える。

事務局：過去、状況に応じて任期延長することもあった。

会長：その時になって考えても良いが、規定を改正し、運用してはどうか。また、A委員が指摘されていた「地域自治組織の評価」については、我々が個別に地域自治組織の活動の評価を行うのではなく、地域自治組織が自己評価をしてもらうためのチェックポイントを示すことが適切ではないか。

A委員：例の一つとしてあげただけで、「地域自治組織に対して個別に評価を行うべき」という趣旨ではない。事務局が示した運用報告書の項目案が、実績数字や金額等のデータが中心であったため、それだけでは不足ではないかという意味である。「条例に規定されている制度が、課題の解決のために適切に機能したか」を評価できるようにすることが重要であると思う。

どんな制度にも言えることだが、例えば、先ほど議論された「広域連携」については、「課題解決のために広域連携が必要」であるならば、その評価は「連携先は適切だったか」「どのような仕組みで取り組んだか」であると思う。協働に関する評価も、「協働事業を実施した」というだけではなく、例えば「役割分担は適切であったか」、「それぞれの能力を活かしたか」という視点で評価しなければならないと思う。各課に報告を求める際にはそういう視点を持つことを依頼してほしい。

会 長：この審議会で全てを網羅した評価ができる訳ではないので、出てきた資料に基づいて意見を述べていくことになると思う。他自治体では、100以上ある協働事業に一つずつ評価シートを作っているところもあるが、大変な作業量である。最初から完成された報告書を作ることは難しいと思うので、試行的に一度やってみてから、1～2年をかけて研究し、伊丹らしいものを徐々に作成していければ良い。まちづくり推進課がこのことに注力しすぎて他の業務ができなくなってしまうのは困るので、可能な範囲で取り掛かってほしい。基本的には、各取組みのデータや事業の趣旨を明らかにすることで議論の土台ができると思う。この方向性で進めてよろしいか。

各委員：－異議なし－

事務局：多くのご意見をいただいたことを感謝する。次回、令和7年度第3回参画協働推進委員会は、9月から11月の間で、条例見直しについての会議を本日と同様の委員構成で実施する。内容は、諮問に対する答申案をお示しし、議論いただく予定。そして、その次の委員会で答申を確定していただく予定。日程調整はメールにて改めて行うのでご協力をお願いしたい。

会 長：以上で令和7年度第2回伊丹市参画協働推進委員会を終了する。ありがとうございました。

以上の通り、令和7年度第2回伊丹市参画協働推進委員会会議録として、確認します。

(以下署名2名)